

令和6年度静岡県相談支援従事者初任者研修実施要綱

・本研修に申し込んだ方は、本要綱の内容について同意いただいたものとみなします

1 目的

本研修は、「静岡県障害福祉人材育成ビジョン」に示された「ソーシャルワーカーとして障害者ケアマネジメントを実行できる人材」の育成を図るため、以下の目的により実施します。

- ・地域の障害者等の意向に基づく地域生活を実現するために必要な保健、医療、福祉、就労、教育などのサービスの総合的かつ適切な利用支援等の援助技術を習得することにより相談支援に従事する者の資質の向上を図ること
- ・障害者総合支援法及び児童福祉法の適切かつ円滑な運営に資するため、サービスや支援の質の確保に必要な知識、技能を有するサービス管理責任者等の養成を図ること

2 受講課程及び日程

(1) 受講課程

区 分	課 程	実務経験証明書提出 ※2
① 相談支援事業に従事予定（相談支援専門員）	7日間課程 （オンデマンド +集合）	不要
② サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者 として従事予定	2日間課程 （オンデマンド） ※1	必要

※1 ②に該当する方は、7日間課程は受講できません

※2 本研修受講申込に関する実務経験証明書の提出についてです。

詳しくは5 研修受講対象者を御覧ください。

(2) 日程

オンデマンド（YouTubeによる講義動画配信）による研修

受講者全ての方が対象（2日間課程・7日間課程共通）

区 分	共通講義	実施方法
1日目	配信期間 令和6年6月中旬～7月中旬	オンデマンド（YouTube）による講義動画視聴及びレポート提出
2日目		

相談支援専門員として従事する予定の方のみ対象（7日間課程のみ）

区分	演習Aグループ	演習Bグループ
3日目	シズウエル 7/25(木)	シズウエル 7/30(火)
4日目	シズウエル 7/26(金)	シズウエル 7/31(水)
5日目	静岡労政会館 9/11(水)	静岡労政会館 9/12(木)
6日目	静岡労政会館 11/14(木)	シズウエル 11/19(火)
7日目	静岡労政会館 11/15(金)	シズウエル 11/20(水)

(会場一覧)

会場名称	所在地	受講者用駐車場
静岡労政会館	静岡市葵区黒金町5-1	なし（公共交通機関を御利用ください）
シズウエル(静岡県総合社会福祉会館)	静岡市葵区駿府町1-70	

3 実施主体

静岡県健康福祉部障害者支援局障害者政策課（委託先）社会福祉法人あしたか太陽の丘

4 研修計画及び研修内容

別紙1のとおりとしますが、変更等があった場合には、県障害者政策課及びあしたか太陽の丘ホームページにて御案内します。

5 研修受講対象者

各研修対象者は以下の条件を満たす方とします。

(1) 相談支援事業に従事しようとする方（7日間課程）

(ア)	静岡県内の障害者総合支援法又は児童福祉法に規定された事務事業に従事する障害者(児)ケアマネジメントの知識や技術が必要となる行政機関、社会福祉法人、医療法人、NPO法人等の職員 (個人的な資格取得や資質向上を目的とした受講はできません。)
(イ)	相談支援専門員として配置(届出)予定時までに、必要な実務経験年数(別紙2参照)を満たす見込みのある方 ※配置(届出)に関する実務経験の確認については、「11 配置(届出)に要する実務経験の確認について」を御覧ください。 ※研修申込時に実務経験証明書の提出は不要です。 受講後、相談支援事業の従事状況を個別に確認させていただく予定です。

※「相談支援事業に従事しようとする方」として申込みをした方は、今年度のサービス管理責任者等基礎研修は原則受講できません。

(2) サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者として従事しようとする方（2日間課程）

(ア)	<p>静岡県内の障害者総合支援法又は児童福祉法に規定された事務事業に従事する障害者（児）ケアマネジメントの知識や技術が必要となる行政機関、社会福祉法人、医療法人、NPO 法人等の職員 （個人的な資格取得や資質向上を目的とした受講はできません。）</p>								
(イ)	<p>令和6年8月31日までに、下表の実務経験年数を満たす見込みのある方 （実務経験年数に満たない方は受講決定しません。）</p> <table border="1" data-bbox="284 533 1404 900"> <thead> <tr> <th data-bbox="284 533 1082 584">業務</th> <th data-bbox="1082 533 1404 584">実務経験年数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="284 584 1082 701">相談支援の業務及び社会福祉主事任用資格等を有する者による直接支援の業務（社会福祉主事任用資格等の取得以前の期間を含めてよい）</td> <td data-bbox="1082 584 1404 701">通算して3年以上</td> </tr> <tr> <td data-bbox="284 701 1082 781">社会福祉主事任用資格等を有しない者による直接支援の業務</td> <td data-bbox="1082 701 1404 781">通算して6年以上</td> </tr> <tr> <td data-bbox="284 781 1082 900">国家資格等による業務に通算3年以上従事している者による相談支援の業務及び直接支援の業務（国家資格等による業務の期間と相談・直接支援の業務の期間が同時期でも可）</td> <td data-bbox="1082 781 1404 900">通算して1年以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>※実務経験証明書の提出が必要です。「7 受講申込み方法及び注意事項」 ※上表は、本研修を受講するための実務経験年数であり、サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者として配置（届出）するために必要な実務経験年数とは異なります。（業務内容等の詳細については別紙3、別紙4を参照してください。）配置（届出）に関する事務経験の確認については、「11 配置(届出)に要する実務経験の確認について」を御覧ください。</p>	業務	実務経験年数	相談支援の業務及び社会福祉主事任用資格等を有する者による直接支援の業務（社会福祉主事任用資格等の取得以前の期間を含めてよい）	通算して3年以上	社会福祉主事任用資格等を有しない者による直接支援の業務	通算して6年以上	国家資格等による業務に通算3年以上従事している者による相談支援の業務及び直接支援の業務（国家資格等による業務の期間と相談・直接支援の業務の期間が同時期でも可）	通算して1年以上
業務	実務経験年数								
相談支援の業務及び社会福祉主事任用資格等を有する者による直接支援の業務（社会福祉主事任用資格等の取得以前の期間を含めてよい）	通算して3年以上								
社会福祉主事任用資格等を有しない者による直接支援の業務	通算して6年以上								
国家資格等による業務に通算3年以上従事している者による相談支援の業務及び直接支援の業務（国家資格等による業務の期間と相談・直接支援の業務の期間が同時期でも可）	通算して1年以上								

【注意事項】

サービス管理責任者等基礎研修は、本研修の2日間課程を修了しなければ受講することができません。なお、サービス管理責任者等基礎研修の受講には、別途申込みが必要です。（後日、県障害者政策課ホームページで御案内します。）

6 受講定員

600人程度

7 受講申込み方法及び注意事項

(1) 申込み方法（ふじのくに電子申請サービスによる申込み）

<p>申込み準備</p>	<p>「ふじのくに電子申請サービス」の利用者登録を行っている方 →昨年度の静岡県相談支援従事者研修やサービス管理責任者等研修で登録済の方は、利用者ID（メールアドレス）やパスワードを御準備ください</p> <p>「ふじのくに電子申請サービス」の利用者登録を行っていない方 →利用者登録用メールアドレスを御準備ください（研修申込み受付メール及び受講決定通知等は、そのアドレス宛てに送信します）</p>
<p>申込み手順</p>	<p>①ふじのくに電子申請サービスのホームページへアクセス https://s-kantan.jp/pref-shizuoka-u/</p>

	<p>②検索メニューで「相談支援従事者初任者研修」を検索</p> <p>③ (利用者登録を行っていない方のみ) 利用者登録を行い、パスワードを発行</p> <p>④利用者ID (メールアドレス) ・パスワードによりログイン</p> <p>⑤必要事項を入力し、入力内容をよく確認の上、申請</p> <p>⑥登録メールアドレスに申込み受付メールが到着すれば受付完了</p> <p>※ (申込み期限後に手続きが完了していないことが判明した場合、申込みのやり直しを行うことはできません)</p> <p>※申込み期限までは、申込み内容の修正、取下げが可能です。</p> <p>半日程度経過しても申込み受付メールが届かない場合は、手続きが完了していないおそれがあるため、必ず、「申込内容照会」にて内容や件数を確認してください。</p>
申込み期間	<p>令和6年4月19日(金)13時から</p> <p>令和6年5月8日(水)17時まで</p> <p>※期限後は一切申請入力できません</p>

(2) 実務経験証明書の提出

対象者	サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者として従事しようとする方 (相談支援事業に従事しようとする方は提出不要)
提出様式	別添「 <u>静岡県研修申込用参考様式</u> 」に申込み時点の情報を記載し、代表者印押印の上、提出してください。 なお、別添参考様式を使用しない場合は、 <u>保有資格に係る証明書写し</u> を必ず添付してください。
記載上の留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・複数法人での経歴を証明する必要がある場合は、証明する法人ごとに様式を作成し、受講申込み法人がとりまとめて提出してください ・1法人で6回以上の異動がある等により欄が不足する場合は、2枚に渡って記載してください
提出方法	<p>下記宛て<u>郵送により提出</u>をお願いします。</p> <p>〒420-8601 静岡市葵区追手町9-6 静岡県障害者政策課障害者政策班 研修担当 宛て (送付は個人ごとでも法人単位でも構いません。)</p>
提出期限	令和6年5月10日(金)17時必着 ※提出書類は返却しません

(3) 申込みに関する注意事項

- ① 本要綱に同意できない方は、申込みできません。
- ② 申込みは、法人ごとに行ってください。(事業所単位の申込みは無効です)
- ③ 県外の事業所に配置される予定の方は、本研修を受講できません。
- ④ 受講に際し、配慮(車椅子使用、介助者が付添う等)が必要な場合は、必ず申込みフォー

ムに入力してください。

- ⑤ 申込みは1事業所当たり原則1人とします。また、同一法人内で複数人の申込みをする場合には、申込み時にその方の優先順位を記載してください。
- ⑥ 申込み期限までに申込み手続きを行わなかった場合（申込み手続きが正常に完了していない場合を含む）や、申込み内容に不備があった場合には、受講者として決定しません。
- ⑦ 実務経験証明書の提出が必要な方について、期限までに提出のない場合、内容に不備のある場合及び「5 研修受講対象者」の実務経験年数を満たす見込みがないと認められる場合は、受講者として決定しません（受講決定後の場合はその決定を取り消します）。
- ⑧ オンデマンド研修の受講には、パソコン等の接続端末（スマホ不可）と、安定したインターネット環境が必要となります。受講決定者には、オンデマンド研修受講に関する同意書を提出していただきます。
- ⑨ 研修参加費納入通知書、テキスト・資料代払込票、テキスト等は、申込み時に記載した法人所在地へ送付します。事業所単位への送付は対応しません。
- ⑩ 7日間課程の方は、受講決定時の通知書に記載されたグループで受講してください（申込み時に希望グループ選択可）。なお、決定された課程及びグループは変更できませんので御注意ください。

(4) 個人情報

① 個人情報の利用目的

申込み時に入力された情報（申込み情報）及び実務経験証明書については、受講者の選定、研修の実施及び各市町相談支援体制整備のために必要な範囲において利用し、申込み者の同意なく利用目的以外には利用しません。

② 個人情報の第三者への提供

- ・利用目的の達成に必要な範囲で、本研修の業務委託先に個人情報を提供します
- ・受講決定者及び修了者の氏名や所属事業所の情報については、申込み内容に基づく事業所等への配置状況の把握や、各市町相談支援体制の整備のため、県から各市町に提供します。

8 受講者の決定・通知

静岡県障害者政策課長が、実務経験年数や法人ごとの申込み者数、配置予定時期、昨年度の研修受講状況等を勘案し、選考の上決定します（先着順ではありません）。

選考結果は、受講（決定・非決定）通知書として、各法人の長宛てメール送付します。（申込み時に登録したアドレス宛て送付します。郵送による通知は行いません）

受講決定者には、受講決定の通知に併せて、受講方法や事前課題等について別途御案内します。

9 修了証書等

(1) 証書等の種別

所定の課程を修了した方に、静岡県知事が発行する以下の証書等を交付します。

区 分	交付される証書等
7日間課程を修了した方	修了証書
2日間課程を修了した方	受講証明書

※ 7日間課程の受講決定となった方が3日目以降に欠講した場合であっても、2日間課程の「受講証明書」は交付しません

※ 2日間課程を修了した方が、次年度以降に相談支援専門員として従事する予定となった場合には、改めて7日間課程を受講する必要があります

(2) 証書等の交付要件

以下のいずれかに該当する方及び受講決定を取り消された方には、証書等を交付しません。

④以外の項目については、該当した時点で以降の受講を認めないこととしますので御注意ください。

【全受講者】

- ① オンデマンド研修受講の同意書の提出がない又は同意書の内容を遵守しなかった場合
- ② オンデマンドによる講義動画を配信期間内に視聴しなかった場合
- ③ 課題、提出書類について所定の期限までに提出がない場合
- ④ 研修参加費及びテキスト・資料代を納付していない場合

【2日間課程受講者】

- ⑤ 実務経験証明書を所定の期限までに提出していない場合
- ⑥ 実務経験証明書の内容に虚偽があった場合

【7日間課程受講者】

- ⑦ 3日目以降の集合研修において、遅刻、離席、途中退席、欠席等により、受講できないカリキュラムがあった場合（公共交通機関の遅延証明書を持参した場合を除く。ただし、遅延証明書は入室を許可するものであり、修了については、別途判断します。）
- ⑧ 指定課題及び実習事例作成に関して、指定期限までに提出がない場合、指定様式でない場合（過年度様式等）で提出した場合及び事例等に著しい不備が認められた場合
- ⑨ 受講中に私語や居眠り等受講以外の行為を確認した場合、その他研修受講態度としてふさわしくない行為を確認した場合

10 受講費用

受講費用として、研修参加費及びテキスト・資料代を徴収します。

受講費用は、いかなる理由があっても返金しません。（研修カリキュラムを全部又は一部受講できなかった場合にあっても返金しません。）

区 分	7日間課程	2日間課程	支払い方法・期限
研修参加費	50,000円	25,000円	納入通知書による静岡県への支払 研修申込み時に記載した法人所在地へ、静岡県から納入通知書を送付します。通知書記載の期限までに納付してください。
テキスト・資料代	5,600円	3,700円	コンビニ専用払込票による(福)あしたか太陽の丘への支払 研修参加費の納入通知書とは別に、研修申込み時に記載した法人所在地へあしたか太陽の丘から払込票を送付します。払込票記載の期限までに払い込んでください。

11 配置(届出)に要する実務経験の確認について

「5 研修受講対象者」の注意事項に示したように、本研修の受講に当たって必要な実務経験と、事業所に配置(届出)するために必要な実務経験は異なります。

例えば、児童発達支援管理責任者については、研修は老人福祉施設等の経験だけでも受講できますが、配置(届出)するためには障害者・障害児に対する実務が必要となるなどの違いがあるため、「研修受講=配置(届出)可」ではないことに御留意ください。

相談支援専門員、サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者の配置(届出)に必要な実務経験の判断に不安がある場合は、必ず下記の各指定機関へ確認いただくようお願いします。

相談支援専門員	事業種別	事業所の所在地	問い合わせ先（指定機関）
	特定相談支援 障害児相談支援	各市町	各市町障害福祉担当課
	一般相談支援	静岡市内	静岡市障害者支援推進課 054-221-1098 shougai-support@city.shizuoka.lg.jp
		浜松市内	浜松市障害保健福祉課 053-457-2860 syoghuku-shidou@city.hamamatsu.shizuoka.jp
	上記以外	静岡県福祉指導課 問い合わせについてはメールにてお願いします。 shougai-shidou@pref.shizuoka.lg.jp (054-221-3772)	

サービス 管理責任者 及び 児童発達支援 管理責任者	事業所の所在地		問い合わせ先（指定機関）
	静岡市内		静岡市障害者支援推進課 054-221-1098 shougai-support@city.shizuoka.lg.jp
	浜松市内		浜松市障害保健福祉課 053-457-2860 syoghuku-shidou@city.hamamatsu.shizuoka.jp
	上記以外		静岡県福祉指導課 問い合わせについてはメールにてお願いします。 shougai-shidou@pref.shizuoka.lg.jp (054-221-3772)

12 問い合わせ先

確認したい内容に応じて、以下の連絡先へお問い合わせください。

確認したい内容	連絡先
下記に関すること ・ 申込み方法 （ふじのくに電子申請サービス） ・ 受講に必要な実務経験 ・ 実務経験証明書 等	静岡県障害者政策課障害者政策班 メー ル shougai-seisaku@pref.shizuoka.lg.jp ※募集期間中は問い合わせが集中します。 順番に回答させていただきたいため、メールでお問 合わせください。その際所属とお名前を明記してくだ さい。 （電話番号 054-221-3599）
研修の内容に関すること	社会福祉法人あしたか太陽の丘 研修センター 担当 工藤、瀧本、上島 電話番号 055-923-7850(代表) （受付時間：平日 9:00～17:00）